

法 務 マ ス タ ー 研 修

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

自治体職員に必要な法務能力を網羅的にマスターし、自ら課題解決に取り組めるようになる。

- 自治体職員に求められる法務能力を基礎から身につけます。
- 多種多様な科目を学ぶことで、法務の実践力を鍛えます。
- 地方分権時代の自治体職員として、法を使うセンスを養います。

期日	1日目	【法令基礎】	平成29年 4月26日(水)
	2日目		
	3日目	【法制執務】	平成29年 5月 9日(火)～5月11日(木)
	4日目		
	5日目	【行政法】	平成29年 5月25日(木)
	6日目		平成29年 6月 1日(木)
	7日目	【行政争訟】	平成29年 6月 8日(木)～ 6月 9日(金)
	8日目		
	9日目	【訴訟実務】	
	10日目		平成29年 6月19日(月)～ 6月21日(水)
	11日目		
	12日目	【政策法務】	平成29年 6月28日(水)
	13日目	【条例案作成演習】	平成29年 7月10日(月)
	14日目	【政策法務】	平成29年 7月27日(木)～ 7月28日(金)
	15日目		
	16日目	【条例案作成演習】	平成29年 8月 7日(月)
	17日目★	【条例案作成演習】	平成29年 9月 7日(木)
	18日目	【条例案作成演習】	平成29年 9月11日(月)
	19日目	【条例案作成演習】	平成29年 9月25日(月)
	20日目	【条例案作成演習】	平成29年10月16日(月)
	21日目★	【条例案発表】	平成29年10月31日(火)
時間	1日目		10時～16時30分 ※集合：9時45分
	2日目以降		9時30分～16時30分
会場	茨城県自治研修所 7階 703研修室 ほか		講師 大学教員及び 学識経験者
対象	一般職員 法務事務リーダーとして意欲のある職員 (所属は問わない)		計画 人員 24人

研修の概要

「自己決定・自己責任」の原則による行政運営が求められている中で地方自治体職員には、法令解釈能力や条例等を立案する能力がますます必要となります。

このため、法令の基礎知識から実務的な法務スキルに至るまで、様々な角度から法と行政について学び、法務事務リーダーとして活躍する職員を養成します。

タイムスケジュール

	9:30 9:00	9:45 10:00	12:00	13:00	16:30
1日目	開講 オリエンテーション	法令基礎	休憩	法令基礎	
2日目		法制執務	休憩	法制執務	
3日目		法制執務	休憩	法制執務	
4日目		法制執務	休憩	法制執務	
5日目		行政法	休憩	行政法	
6日目		行政法	休憩	行政法	
7日目		行政争訟	休憩	行政争訟	
8日目		行政争訟	休憩	行政争訟	
9日目		訴訟実務	休憩	訴訟実務	
10日目		訴訟実務	休憩	訴訟実務	
11日目		訴訟実務	休憩	訴訟実務	
12日目		政策法務	休憩	政策法務	
13日目		条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
14日目		政策法務	休憩	政策法務	
15日目		政策法務	休憩	政策法務	
16日目		条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
17日目		条例案作成演習（前期報告）	休憩	条例案作成演習（前期報告）	
18日目		条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
19日目		条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
20日目		条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
21日目		条例案発表	休憩	条例案発表	閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 地方分権の時代に、自治体職員がどのように法を扱っていくべきか理解できた。
- ・ 自由に政策課題を設定し、条例によってこれを解決していくことは、実際の職務ではなかなか経験できない貴重なものとなった。
- ・ 条例作成演習においては、講義で学んだことが再確認でき、法への理解を深めることができた。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・ 水戸駅南口から徒歩約10分
- ・ 研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>